

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
1	共通	61 62	意見	高齢者の見守りに関する需要を把握した方が良いと考える。 見守りが必要な高齢者に関して、事業利用者等の各課の把握している情報の突合等を行い、漏れなく把握できるシステムを確立すべきである。 さらに、地域福祉課の避難行動要支援者名簿の情報を共有することも考えられる。 平成28年春に施行される改正消費者安全法は、経済的な面の見守りが必要な高齢者の情報を地域で共有できるようになり、これとの連携も必要となる。 そこで、見守りに関わる各課の情報を集約し、見守りが必要な高齢者を特定し、各事業に結び付けられたい。なお、属人的な支援体制は、人事異動によってそのネットワークやノウハウが失われがちであるため、組織的に機能するような体制の構築が望まれる。 地域ケア会議において、見守りや助け合いについて、個別ケアに至らない層のすくい上げが行われる必要がある。 そこで、第一段階として、二次予防事業対象者把握事業、災害時要援護者見守り活動支援事業補助金、避難行動要支援者名簿等の情報を集約・活用して、自ら手を上げていないが見守りサービスが必要と思われる高齢者を抽出して、そうした者に対する的確にサービスを繋げることが考えられる。 平成28年3月からの介護予防・日常生活支援総合事業の周知も活用して、申請主義から脱却し、必要な高齢者に必要なサービスが届くセーフティネットを作り上げるときと考える。 その上で、市は、孤立する高齢者をなくすため、これまで以上に市民に互助意識を醸成し、事業の周知や助け合い活動の支援等を実施することにより、「助け合い活動」等が全市域で実施されるよう、互助・共助を進めることが望まれる。	H28.11.25
2	共通	63	意見	対象の高齢者に選択の機会を与えるために、多くの事業を実施してサービスを提供している状況において、ケアマネジャーや民生委員に事業全体に対する理解を深めてもらう必要がある。 そのため、事業全体に関する定期的な研修会や勉強会等を開催することにより、ケアマネジャーや民生委員の事業に対する理解レベルの向上を図ることについて、検討されたい。	H28.11.25
3	高齢者福祉課	65	意見	ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業は、補助団体が地域のひとり暮らし高齢者に対して定期的に交流会を実施することにより見守りをしており、その実績報告から有効な事業と考えられるため、より普及されたい。 地区社会福祉協議会に対し、助成していない団体への活動を促すよう指導等されたい。また、類似の事業である災害時要援護者見守り活動支援事業との一本化を検討すべきと考える。	H28.11.25
4	高齢者福祉課	67	意見	ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業の補助金で購入した消耗品等は、複数回で使用するこや持ち帰りも認めているとのことであるが、ひとり暮らし高齢者等に対する見守りとしての交流活動に要した費用として適当か検討し、適切に指導されたい。	H28.11.25
5	高齢者福祉課	69	指摘	ひとり暮らし高齢者入浴助成券に日付が記入されていない例がほとんどであるため、日付を記入させるように指導する必要がある。 各浴場から提出される請求書及び実績報告書は、年度当初に預かるのではなく、毎月提出を受けるべきである。	H28.11.25
6	高齢者福祉課	69 70	意見	ひとり暮らし高齢者入浴助成券交付事業について、書類及び手続を簡素化させる方法の一つとして、各浴場に対して、当該浴場の利用申込者数当たり月額定額の補助にすることが考えられる。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
7	高齢者福祉課	72	意見	軽度生活援助員の派遣について、市は、介護認定の申請があつたが認定されなかった者への通知文に「介護保険以外のサービスを利用できる場合があります」として、軽度生活援助員等の高齢者福祉サービスの問合せ先を掲載しているが、より丁寧な紹介がなされるべきと考える。 新規登録者の申込経緯は、地域包括支援センター経由が多いため、地域包括支援センターが、より周知することが望まれる。	H28.11.25
8	高齢者福祉課	74	意見	緊急一時支援事業の周知について、介護認定の申請があつたが認定されなかった者への通知文に、緊急一時支援事業のチラシやマグネットを同封することが考えられる。 また、「介護認定の無い者」に限定(要支援等の認定直後で、ケアマネジャーやヘルパーが未定の場合を含む)しているが、緊急時の支援であるので、介護認定の有無で利用者を区分する必要はないと考える。	H28.11.25
9	高齢者福祉課	76	意見	緊急通報装置貸与事業について、高齢者の救急搬送の減少にも貢献することから、特に、他の事業を利用していない高齢者に対して普及されたい。	H28.11.25
10	高齢者福祉課	78 79	意見	高齢者等食の自立支援事業において、事業への登録者数と配食数の減少が著しい状況において、本事業が利用者のニーズを適切に満たしているかどうかを改めて見直すことが必要である。 高齢者を対象とした配食サービスは民間でも実施している事業であり、この点が登録者等の減少要因の一つとして認識されていることを鑑みると、利用者及び利用しなくなった登録者に対してアンケートを実施することによって対象者のニーズを再確認することで、より良いサービスの提供に繋がることが期待される。もし、市民のニーズが栄養管理サービスにあるということであれば、民間のサービスとの棲み分けとして、市としては栄養管理サービスに予算を集中するなどの対応について検討されたい。	H28.11.25
11	高齢者福祉課	81	意見	SOSネットワーク事業の評価指標として、「事前登録機関数」を追加されたい。事前登録機関数の増加は、認知症高齢者等の早期発見に繋がることから、効果的な指標になり得るためである。具体的には、「ファックス送信登録者数」と「メール配信サービス登録者数」の指標をそれぞれ設定することが望ましい。 また、各々の指標に係る目標値について、設定根拠を明確にすることが望まれる。	H28.11.25
12	高齢者福祉課	81	意見	SOSネットワーク事業では、所在不明となった高齢者を早期に発見して生命及び身体 の安全確保を図るため、より多くの関係機関に協力を仰ぎ、登録を求められたい。 登録機関については、幅広い関係機関からの協力を得ている点は評価すべきである。とはいえ、発見件数が伸び悩んでいることに鑑みると、少しでも多くの関係機関に登録を求めることが望まれる。 登録機関数を増やすには、登録機関になり得るターゲットを明確にする必要があるが、現時点では具体的なターゲットは決まっていないため、協力を上げそうな関係機関の洗い出し・整理から始められたい。 ターゲットを明確にした上で、事業周知に有効な手段をターゲットごとに模索し、効果的・効率的に登録を促すことが望まれる。	H28.11.25
13	高齢者福祉課	81 82	意見	所在不明となった高齢者の発見件数を直接的に増加させるには、包括支援課の「徘徊高齢者家族支援サービス事業」と連携して、適時に情報を共有されたい。 SOSネットワーク事業の利用者に対して、徘徊高齢者家族支援サービス事業を紹介し、必要な情報を共有するなど、事業間における協力体制を構築することが望ましい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
14	高齢者福祉課	84	意見	やすらぎ支援員訪問事業について、過去の実績を踏まえても当初予算額に比して利用者数は伸び悩んでいるため、事業を見直すと同時に周知徹底することが望まれる。 市では、現行は「週1回3時間まで」としている訪問回数を「週3回6時間まで」とするなど、認知症高齢者を介護する家族にとって利用しやすい制度設計を研究しており、評価できる。 ただし、利用者数が少ない現状では、そもそもの登録者数を増やす試みも重要であるため、本事業に登録しない理由を把握して対処することが望まれる。具体的には、本事業の対象者であるが登録していない理由について、ケアマネジャーを通じてアンケート等調査を行うことを、市と公益財団法人船橋市福祉サービス公社(以下「福祉サービス公社」という。)の間で検討されたい。同時に、認知症高齢者の家族と接する機会の多い、地域包括ケアセンター及び在宅介護支援センターの職員や、ケアマネジャーに対して本事業を定期的に周知することが望ましい。	H28.11.25
15	高齢者福祉課	87	意見	敬老行事事業費においては、高齢者に対し敬老記念品を交付することにより、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るという目的がある。その目的自体は重要であるものの、高齢化の進行している現在の状況においては、対象年齢の高齢者に対して一律に支給するのではなく、限られた予算を本当に困窮している高齢者を支援する事業へ用いることが有意義である。 近隣市の中で予算が最大となることを鑑み、本事業規模の縮小について検討されたい。	H28.11.25
16	高齢者福祉課	91	指摘	敬老行事交付金においては、敬老行事の欠席者への記念品の贈呈も考慮し、75歳以上の高齢者の人数に一律2,000円を乗じた金額を敬老行事の実施費用として、敬老行事を実施する町会・自治会等に交付している。交付金は個人に2,000円分を分配するものではないが、欠席者に対する記念品を低廉にすることにより、もしくは、贈呈しないことにより、出席者が欠席者に対する予算の多くを享受できることになる。そのため、欠席者分の交付を継続する場合は、公平性の観点から、このようなことが無いようにする必要がある。 そこで、欠席者に対する記念品に関して要綱等にて明文化し、出席者に係る費用が欠席者分と比較して大きな差が生じないように配慮することにより、公平性を確保することが求められる。その上で、敬老行事収支決算書においては記念品の内容や金額についての明瞭な記載を求め、記念品の贈呈内容が要綱等に沿って適切であるか確認することが必要である。	H28.11.25
17	高齢者福祉課	91	意見	敬老行事交付金の市における予算が近隣市の中で最大であることも鑑み、敬老行事への補助という観点から交付金額の算定方法を見直し、出席者の人数を勘案した金額で交付するなどの方法への変更について検討されたい。	H28.11.25
18	高齢者福祉課	93	意見	老人クラブについて、今後は、30人未満となり休会もしくは解散した旧老人クラブの活動状況に関する調査に、取り組む必要がある。	H28.11.25
19	高齢者福祉課	95	意見	はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業において、公平なサービスの提供の観点から、アンケート等により改めて市民の要望を把握し、その上で、事業の見直しや、地理的に利用が困難な高齢者に向けた代替サービスの提供も含めて検討されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
20	高齢者福祉課	96	指摘	はり、きゅう、マッサージ等施術費の助成券に関する交付者名簿は、発行することに日付、交付先、管理番号等を記載する形式である。これを、管理番号順の台帳を作成しておき、交付あるいは書き損じ等の際にその管理番号の欄に顛末を記載する運用に変更することにより、交付者名簿において欠番の顛末が明らかにされない点や、誤って同一番号で二重に記載されること、さらには、交付した出張所の記載誤りといった不備は解消される。 また、未使用助成券について、管理の観点から、交付者名簿と照合の上で廃棄すべきである。交付者名簿の様式を管理番号順の台帳を作成しておく様式に変更することにより、未使用であるはずの助成券の番号を把握しやすくなることから、廃棄の際の交付者名簿との照合が容易に実施可能となる。 以上を鑑み、交付者名簿の様式について検討するとともに、未使用助成券の廃棄方法についても検討し、助成券の管理を十分に実施する必要がある。	H28.11.25
21	高齢者福祉課	98	意見	高齢者福祉タクシー事業の対象者が、情報を入手できずに不利益を被ることがないように、今後さらなる事業周知を行うことが望まれる。 具体的には、タクシーを利用する支援対象者に事業を周知するために、市が協定を結んでいるタクシー会社の車両に、条件を満たせば運賃助成を受けられる旨を掲示することが有効である。	H28.11.25
22	高齢者福祉課	98	意見	高齢者福祉タクシー事業における、「要支援2～要介護5の認定者数に対する交付者数の割合」(以下「交付率」という。)が30%であることの妥当性を判断するために、比較対象を定めることを検討されたい。 交付率30%の十分性について、市民の納得を得るためには、他市における事業内容や実施状況(実際の交付率)を継続的に把握して、船橋市との比較を行うことが望まれる。市では、県内の各自治体における福祉タクシー事業の実施状況(事業の内容・実施方法等を含む)は把握しているため、その情報を有効活用されたい。	H28.11.25
23	高齢者福祉課	101	指摘	老人憩の家管理運営費では、平成26年度において、当初予算額と決算額が約590万円乖離するため、老人憩の家の「新規設置見込数」の実態に基づいて、当初予算額を積算すべきである。 新規の設置に関する申し出があることを見込んで、新規分の予算額を設けることには、合理性が認められる。しかし、現時点における新規設置見込数は6施設であり、直近3年の新規設置数に比べて、新規設置見込数が5、6か所も多い。新規設置見込数を見直して2～3施設とすることで、実態に則した予算を編成すべきである。	H28.11.25
24	高齢者福祉課	101	意見	老人憩の家の延べ利用人数は平成22年度から減少傾向にあり、4年間で445人減少しているため、利用人数を増やすための対策を行うことが望ましい。 市では、老人クラブの助成金の説明会(年1回)における周知を予定しているが、周知の際には、老人憩の家の存在を伝達だけでなく、様々な活動例の紹介等、積極的な情報提供を行うことが望ましい。 また、高齢者が老人憩の家に集う意欲をかきたてるため、現状は9か所の老人憩の家で年に20回開催されている「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」について、開催施設数を増やすことも検討されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
25	高齢者福祉課	104	意見	老人福祉センター管理運営事業において、アンケートにより利用者の声についての調査をしている以上、継続して40%を超過している入浴料の変更に関する利用者の意見に対して、説明をすることが望まれる。 市としては、現状においても現在の入浴料について適当と回答している利用者が過半数となっており、説明の必要性はないと考えているが、利用者にとってアンケートへ回答することが意味のあることであると認識させるためにも、たとえば、アンケート結果に市としての見解を付すことにより、利用者の理解を得ていくことが望まれる。また、老人福祉法や国の設置運営要綱の背景はあるものの、今後の市民の声を踏まえた上で、入浴料の変更も含めた検討を実施する必要性がある。	H28.11.25
26	高齢者福祉課	107	意見	高齢者いきいき健康教室は、住民からのニーズが高い施策であるため、希望者の75%しか受講できない現状では、早期に改善策を講じられたい。 改善策としては、希望者数に見合うだけの会場を新規に確保することが最も望ましい。新規の会場確保が困難な場合には、(1)1人当たりの参加日数を減らして総定員を増加させることや、(2)代替案として類似事業を積極的に実施することも考えられる。 (1)について 1人当たりの参加日数を減らして総定員を増加させるためには、人気会場では半年単位で受講者を入れ替えることや、1か月に1回の受講(現状は1か月に2回)とすることが挙げられる。市では、受講者の意見をもとに今後検討したいと考えているが、希望者が参加できない状況を改善するために、早急な意見聴取と対応が望まれる。 (2)について 類似事業としては、「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」(ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業)があり、平成27年度には、(表Ⅱ-15)ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室の実施状況に示すとおり、会場周辺等の11会場において年に合計220回開催している。ここで、類似事業である「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」を積極的に実施することは、受講希望者を分散させ、結果として補欠者を減らすことに繋がるため、「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」の開催施設数を増やすことも検討されたい。	H28.11.25
27	高齢者福祉課	110	意見	いきがい対策事業におけるシルバー身分証の周知として、高齢者いきいき健康教室や老人憩の家等、高齢者が実際に集まる場所で周知を行うことや、例えば運転免許証を自主返納された者等に対して、運転免許証返納時にシルバー身分証を持つことを勧めるなどの周知手法を検討されたい。	H28.11.25
28	高齢者福祉課	112	意見	高齢者住宅改造費助成事業の助成について、持家だけでなく、賃貸も可能であるが、周知できていない。賃貸物件のオーナーの理解を進めるべきと考える。 介護予防の観点から、民生委員の情報や高齢者福祉課等の名簿情報等を活用して、バリアフリー化が未了の世帯に、必要な支援を行うことを検討されたい。 また、閉じこもり防止のため、要支援・要介護認定者でなくとも対象とすることを検討されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
29	高齢者福祉課	114	指摘	高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸付件数が例年少なく、平成25、26年度には貸付がないことを踏まえると、本事業は見直しの時期に至っているといえる。 現状の事業内容を前提とした改善策も必要であるものの、今後も貸付件数0件の状況が続くことが想定される場合には、事業内容の抜本的な改革(もしくは廃止)も検討すべきである。 なお、市では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの実現」を基本理念とし、高齢者の住まいに関する基本方針等を定める「船橋市高齢者居住安定確保計画」を作成中である。高齢者住宅整備資金貸付事業は、当該計画における施策の一つ「住宅の質の向上」に含まれるため、事業内容の見直しにあたっては慎重な検討が必要である。 検討の結果として事業を継続する場合には、その妥当性を裏付けるために、利用者を増やす具体的な手法を提示する必要がある。 また、本事業は、決算額が0円であるため平成26年度における事務事業評価の対象外とされている。しかし、決算額が0円であるからこそ、事業の妥当性・効率性・経済性について十分な検討が必要である。事業の評価においては、成果を適時・適切に把握するために、たとえ決算額が0円であっても評価対象とし、事業の見直しに役立てるべきである。	R1.11.18
30	包括支援課	115	意見	医療関係者に地域ケア会議への参加を呼び掛けているものの、参加していない地区が24地区中2地区ある。 市は、さらに医療関係者に参加を促されたい。 また、市は、地域ケア会議において、これまで以上に良い取組事例を検討し、それを実行に移すことにより、レベルアップを図り、地域の見守り体制が構築されるようにされたい。	H28.11.25
31	包括支援課	117	意見	二次予防事業費の評価には、実参加人数という「量」の指標を掲げているが、事業の「質」を高めるためには、質に関連する評価指標(二足歩行のスピード改善者の割合等)を設けることが望ましい。 一般介護予防事業においては、短期的・長期的な質の向上に関連する評価指標を設けられたい。また、事業の参加終了後にもケアマネジャーが予防メニューを作成して提供するなど、継続的な支援とその効果測定を行う仕組みを構築することが望まれる。	H28.11.25
32	包括支援課	120	意見	医療機関短期入所在宅介護支援事業の利用者を増加させるために、ケアマネジャーを通じて制度周知を図る際にアンケートを行い、潜在的な利用者がなぜ利用をしないのか、本事業の改善点のポイントや課題等利用者が少ない要因を正確に識別し、それに対応することが望ましい。	H28.11.25
33	包括支援課	122	意見	地域包括支援センター運営協議会に欠席の場合でも、事前に質問や意見を行うことはできるが、地域包括支援センター運営協議会に直接出席して意見交換を行うことが、会議の質を高める上では大切と考える。 地域包括支援センター運営協議会の開催月はあらかじめ決定されているが、開催月だけでなく日にちについてもあらかじめ決定しておくという手法も考えられる。	H28.11.25
34	包括支援課	122	意見	地域包括支援センター運営協議会の委員再任にあたり、現在は考慮基準等がなく、団体より推薦のあった者をそのまま委員として据えている。 本協議会における委員再任にあたっては、過去の出席率や意見提示状況を考慮されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
35	包括支援課	124	意見	認知症に関しては、市民に広く正しく理解させるための普及活動が重要である。市としての認知症サポーター養成目標値である年間3,000人は達成しているものの、具体的な対策として掲げている商店/大型店、学校等、若年層への事業内容周知を引き続き行われたい。 また、現実的に認知症高齢者と接することが多い業態でも、認知症高齢者に関する正しい知識と理解をもつことが重要であるため、若年層への事業内容を周知するとともに、老人クラブ等の認知症高齢者との接点が多い業態に対する認知症サポーター養成講座の周知を引き続き行われたい。	H28.11.25
36	包括支援課	127	意見	徘徊高齢者家族支援サービス事業の周知については、チラシ等を活用して公共施設や医療機関等において幅広く行っている。しかし、包括支援課以外でも認知症高齢者を対象とした事業があるが、その事業の利用者に対して直接的に本事業のサービス紹介がされていない。 高齢者の安全確保のためには、GPSを利用したの早期発見は有効であることから、高齢者福祉課、介護保険課及び現在徘徊が発生した場合に窓口となる警察署と連携し、実際に徘徊高齢者を介護している相談者や他課の事業利用者へ直接的に徘徊高齢者家族支援サービス事業のサービス紹介を行われたい。	H28.11.25
37	包括支援課	127	意見	今後、徘徊高齢者家族支援サービス事業を単独で行うのではなく、高齢者福祉課のSOSネットワーク事業や自治会等が主体となって行うひとり暮らし高齢者等見守り活動等他の事業や活動との連携を行い、高齢者の見守りにも活かせる仕組みづくりを検討されたい。	H28.11.25
38	包括支援課	129	意見	成年後見制度の普及にあたり、現在は判断能力のある者が対象となるため、ターゲットを絞っての周知は難しいが、市では65歳になった市民に対して、市が発行している「介護保険・高齢者福祉ガイド」を送付している。その際に成年後見制度のパンフレットを同封することも周知手法の一つとして考えられるため、今後の周知手法として検討されたい。	H28.11.25
39	地域福祉課	131	指摘	地域福祉活動助成交付金については、決算額が当初予算額の半分にも達しない状況が続いている。このような状況下でも、予算額を5,000千円で維持する予定ならば、交付対象となり得る市民活動を行う団体を増やし、予算に見合った交付実績を上げる必要がある。 市では、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)のボランティアセンターに登録している団体数を、203団体(4,145人)であると把握しており、この中には交付対象となり得る団体も含まれていると思われる。また、平成27年度中に生活支援コーディネーターを配置する予定である。 そこで、生活支援コーディネーターを有効活用して、交付対象となり得るボランティア団体の発掘や、新規のボランティア団体の立ち上げ支援を行う際に、本助成交付金の活用を勧めていくなど対策を講じるべきである。 さらに、予算に見合った実績を上げるために実施した対応策の十分性について、事後的に評価する必要がある。	H28.11.25
40	地域福祉課	132 133	意見	今後、早急に社会福祉協議会における業務量について明確にし、その業務量に基づいた助成の実施により、非効率な助成をしていないということについて明確にすることが望まれる。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
41	地域福祉課	135	意見	民生委員の人数について、市としては、民生委員を確保するための活動を続けており、現在は、町会・自治会、船橋市自治会連合協議会及び地区自治会連絡協議会からの更なる協力を得るべく、船橋市民生児童委員協議会と調整を図りながら協力要請文書の送付や推薦書式の変更等の改善を進めているが、早急に対応を進めることにより、民生委員法及び条例で定められた民生委員の定数である780人の確保を目指されたい。	H28.11.25
42	地域福祉課	137	意見	「船橋市地域防災計画」が修正され次第、「避難行動要支援者名簿」について、真に避難支援を必要とする者を優先して、同意書の提出を促されたい。 また、関連課と連携して、未同意者の再確認や連絡先等の情報の追加を行われたい。 より実効性のある「避難行動要支援者名簿」の作成のため、電話番号を記載した者については全て名簿に登録するとともに、民生委員等が保有している住民情報との照合を実施されたい。	H28.11.25
43	地域福祉課	140	意見	現在の安心登録カードのパンフレットでは個人情報取扱いに関する記載が不足と考えられるため、パンフレットへの個人情報保護の具体的手法の盛り込みを社会福祉協議会へ指導するか、個人情報取扱いに関する具体的な手法を説明したチラシを作成し、パンフレット配布や市からの情報共有同意書送付の際などにあわせて配布することで、市民の不安を取り除き、安心登録カードへの登録者数を増加させることを検討されたい。特に、町会や自治会といった公の組織・公務員以外に対して個人情報が共有されることに対し不安を感じる市民がいることから、町会・自治会での取扱いをより具体的に説明する必要があると考えられる。 また、市の災害時要援護者支援事業の同意書提出までで留まらず、安心登録カードの必要性を市民が理解し、安心登録カードの登録につなげるためにも、安心登録カードが実際に役に立った具体的な事例について安心登録カードのパンフレットに記載することもあわせて検討されたい。	H28.11.25
44	介護保険課	143	意見	第6期介護保険事業計画にて介護老人保健施設整備計画を明記している以上、市としてどういった姿勢や施策により当該計画を推進もしくは後押しするのかを、明確にする必要があると考える。	H28.11.25
45	介護保険課	147	意見	第6期計画策定におけるパブリック・コメントを実施するにあたり、市としては、特に高齢者層に対する情報周知や情報伝達の方法等を再度検討されたい。たとえば、計画案の要点等を広報ふなばし号外として回覧板で各戸に配付すること、市民説明会の資料の中に同号外を入れて帰宅後に読み返せるようにすることなどが考えられる。まずは、高齢者が実際に情報を入手している方法もしくは入手し易い方法等を調べ、有効と思われる情報伝達手段やツール等を検討されたい。	H28.11.25
46	介護保険課	150 151	意見	市は、福祉用具・住宅改修事業者研修事業を随意契約により外部委託しているが、随意契約である以上、委託可能な業者が他に存在しないか否かを調査すべきである。 複数の業者が存在するのであれば、指名競争入札とすべきか否かを検討する余地も生じる。少なくとも現状の委託額水準においては入札を必須とするものではないが、費用効率化の観点から、複数業者の見積を参考にするなどの対応が望まれる。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
47	介護保険課	151	意見	福祉用具・住宅改修事業者研修事業の効果をより高めるという点からは、ケアマネジャーの参加率を増加させる必要があり、そのための更なる工夫が望まれる。たとえば、ケアマネジャーと施工事業者が相互に交流を図ることのできる機会の提供等は、単に参加率を向上させる以上に有効な取組と思われる。 現在、市はケアマネジャー向けと施工事業者向けの研修会を分けて実施しているが、合同開催する会も設定し、相互学習が進むような試みをされたい。その合同研修会にて、各受講者に好評であった事例研究等を共有すれば、双方が連携を進めるのに有効と思われる。加えて、両者の交流会やシンポジウムの開催等は、両者の直接的対話を実現できるため、相互連携の強化に有効と考えられる。	H28.11.25
48	介護保険課	153	意見	介護職員初任者研修費用助成事業の予算執行率が低い状況が、制度変更等の構造的な要因に起因するのであれば、予算規模の見直しや助成事業自体の見直しも検討する余地がある。 今後予算執行率の低い状況が続く見込であれば、適正な予算規模への見直しを検討されたい。 助成事業自体の見直しという点では、助成対象のうちに他の介護関連資格の取得を加えることを検討し、介護従事者の増加及び質の向上を幅広く支援する事業とする工夫も、本事業の趣旨に適うものである。例えば、今後の在宅ケアニーズの拡大に対応して、「福祉用具専門相談員」や「福祉住環境コーディネーター」を助成対象に加えるなどが考えられる。また、資格制度においても入口だけではなく、「実務者研修」等の事後のステップアップを助成対象に加えるなども考えられる。本事業をより有効なものとするための創意工夫に努められたい。	H28.11.25
49	介護保険課	155	意見	介護保険訪問看護職員雇用促進事業について、予算執行率が伸びないという現状がある以上、予算規模の見直しも含め、事業の制度設計自体を再考する必要がある。 本事業の予算執行率が伸びない最大の原因は、事業者からのアンケート回答にもあるように、「事業者の営業エリア≠市町村の行政エリア」となることにある。両エリアが一致しないことはむしろ自然なことである以上、その普及にも自ずと限界がある。代替制度の検討を進める方がより事業目的に適ったものとなる可能性が高いと考えられる。市は、事業内容もしくは事業自体の見直しを含めた抜本的な取組を進められたい。	H28.11.25
50	介護保険課	156 157	意見	介護保険料徴収業務の委託については、介護保険料という公金の取扱いに関する業務や市民の個人情報を取り扱う業務であるため、所定の業務品質を確保する観点から、所定の基準を満たした登録業者の中から選定することは、合理的な取扱いであると判断できる。しかし、ここ数年の指名先は3～4社であり、結果的に3社程度の委託先が受注しているため、委託先が少ない状態にあると判断できる。そのため、指名業者を増やすなどの対応により、競争の実効性を継続的に確保し、一層の費用効率化に努められたい。	H28.11.25
51	介護保険課	158 159	意見	介護保険料の確実な徴収を行う観点から、現状20.83%である普通徴収の口座振替利用率を更に高めることが望ましい。被保険者への利用の推進を図るため、資格取得後1年以上を経過しても特別徴収できない被保険者に対しては、口座振替依頼書を同封するなどの対応を検討されたい。	H28.11.25
52	介護保険課	161	意見	今後の収納率の維持・向上を図る観点から、介護保険料の負担が高くなっている第1段階、第2段階、特例第4段階、第5段階、第6段階の対象者に対しては、生活状況の調査等のきめ細やかな対応を実施しつつ、納付している被保険者との公平性も考慮して徴収業務を行われたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
53	介護保険課	164	意見	臨戸徴収は、滞納金の収納率が高いという点のみならず、所在情報等の重要な付随情報を入手できる可能性もあることから、可能な限り臨戸徴収の回数を増やすことが望ましい。 また、長期に不在と推測されるにもかかわらず、所在を確認していない滞納者について、所在の確認を実施されたい。 介護保険料の滞納者は、生活に不自由していることもあることから、必要に応じて、高齢者福祉課等に高齢者の状況を連絡されたい。	H28.11.25
54	介護保険課	167	意見	滞納者の中には、減免及び猶予制度が利用できるにもかかわらず、当該制度への認識が無いが故に、結果として滞納状態となっている高齢者が存在するため、市は、納付書の発送時に減免申請に関する案内文を同封するなど、減免及び猶予制度の一層の周知に努められたい。	H28.11.25
55	介護保険課	168	意見	市は被保険者へ還付通知書を1回送付しているが、被保険者への還付を一層促進することを検討されたい。例えば、1回通知したものの、一定期間還付請求がない者や還付金額が多額の者を抽出して、還付手続を促す文書を発送することが考えられる。	H28.11.25
56	介護保険課	171	意見	今後ますます高齢化が進むにつれて、要介護認定更新の増加が予想されるため、新規の要介護認定に係る認定調査を市職員及び福祉サービス公社が担当し、更新等に係る認定調査については、可能な限り民間事業者に委託することを検討されたい。	H28.11.25
57	介護保険課	174	指摘	要介護認定の審査体制について、審査できる案件であれば、速やかに審査を行って処分を決定していかなければ、法定期限との乖離は縮まらず、むしろ拡大してしまう恐れがある。 また、認定の早期化は介護保険制度の信頼を高めることから、介護認定審査会の1回当たり35件という制約条件について見直すべきである。	H28.11.25
58	介護保険課	178	意見	介護認定の申請件数の増加に伴い、主治医意見書の医療機関への依頼も増加しており、また、主治医においては意見書作成業務以外の業務もあることから作成が遅れていると考えられる。しかし、申請から処分までの日数が長期化し、処分延期の件数が増加していくと、介護保険制度の信頼を損なう恐れがある。今後さらに医療機関への協力依頼等を強化していくことが望まれる。 また、現在、市では主治医意見書の想定入手期限を12日間としているが、実際には12日以上かかっていることから、想定入手期限を実際にかかっている日数で見直し、その上で30日以内に処分が決定できるように他の業務も見直ししていくことが望まれる。	H28.11.25
59	介護保険課	181	意見	認定調査員の能力維持等のための研修は、介護保険制度の信頼性を高める基礎となることから、確実に実施できるように認定調査員に関する研修の規程類を整備することが望まれる。	H28.11.25
60	介護保険課	181	意見	福祉サービス公社や民間事業者の認定調査員の能力維持等を市として確認できる体制を構築することが望まれる。例えば、民間事業者の千葉県主催研修への出欠状況を確認することが必要と考えられる。また、欠席した事業者への資料配布等、欠席者に対するフォロー対策もあわせて検討されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
61	介護保険課	183	意見	市は、介護給付等費用適正化事業の一環として調査票のチェックを行っているが、介護保険制度の信頼性を高めるためにも、また、調査票チェック作業の効果と効率性を向上させるためにも、チェック結果を整理・分析して、認定調査員研修等でフィードバックすることを検討する必要がある。	H28.11.25
62	介護保険課	187	意見	住宅改修等の点検に際しては、点検項目を設けた調査票(「介護保険住宅改修・福祉用具購入・貸与現地調査票」)を作成して点検の結果を記録しているが、当該調査票には現地において現物確認を実施した結果を記載する欄が設けられていない。 現地に赴き現物を視認し、支給決定した内容との齟齬が無いか(明らかに中古品ではないかなど)を確認することは重要な点検項目である。そのため、現物確認を実施した結果を記載できるよう、調査票の様式を修正することが望まれる。	H28.11.25
63	介護保険課	187	意見	住宅改修等の点検対象の抽出方法は、改修等を実施した被保険者を母数として、市内24コミュニティの中から地域を決定した上で、無作為に抽出している。しかし、この抽出方法では、同年度内に重複して点検対象となるケアマネジャー及び施工事業者が生じている。 住宅改修等の点検の趣旨を勘案すれば、点検がより多くの事業者に対して実施されることが重要であると考えられるため、事業者に万遍なく点検の機会が与えられるような抽出方法が望ましい。抽出方法は、施工事業者を母数とする方法も考えられる。	H28.11.25
64	介護保険課	192	意見	市が実施している介護給付等費用適正化事業について、「居宅介護支援請求状況一覧表(総括表)」と「通所サービス請求状況一覧表」の点検も含め、具体的な目標設定及び効果測定を検討・整備の上、取り組むことが望まれる。	H28.11.25
65	介護保険課	193	意見	介護給付等費用適正化事業の結果を事業所の指導監査等に活用すべく、本事業の実施結果を分析・集計して他の部署と情報共有することが望まれる。	H28.11.25
66	介護保険課	194 195	意見	過誤調整の発生事由の分類、集計の手法を確立するとともに、これに基づく過誤調整の原因分析を行い、集団指導等で事業所に周知徹底することが望まれる。	H28.11.25
67	指導監査課	197	意見	今後も、不適切な報酬請求が発生しないよう、実地指導及び集団指導を通じた十分な指導が望まれる。	H28.11.25
68	介護保険課	199	意見	国保連審査によるエラーが抽出された事業所に対しては、市から積極的に原因の連絡を行うことで、事業所側のルール認識不足の解消を図ることが望まれる。 また、今回、事業所において認識不足があった「月末時点」の情報に基づき提出するというルールについては、他の事業所でも同様にルールの認識不足となっている可能性があるため、他の事業所における同様の認識不足の有無を調査し、その上で適切な対処を行うことを検討されたい。	H28.11.25
69	介護保険課	203	意見	被保険者の保護という観点から、住宅改修の事前申請に対する住宅改修内容の事前確認及び「(介護保険)住宅改修内容承認(不承認)通知書」の発送事務については、その判断内容に関する決裁を行うなど、確実な事務の執行が担保される体制を構築されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
70	介護保険課	206	意見	施設サービス利用者負担限度額の認定を行う際に、認定における確認漏れや判断誤りを未然に防ぐため、認定要件への合致を確認するための手続、参照すべき資料、留意点等が記載されたチェックリストを作成し、これを利用して認定を行うことが望まれる。	H28.11.25
71	介護保険課	208 209	意見	認知症訪問支援サービスの利用実績が見込を大幅に下回っていることから、単に実績に合わせて見込量を減らすのではなく、当初見込量との乖離原因を分析の上、利用者増加のための普及策を検討することが望まれる。	H28.11.25
72	介護保険課	212	意見	在宅サービス利用者負担対策事業において助成認定を行う際に、認定における確認漏れや判断誤りを未然に防ぐため、認定要件への合致を確認するための手続、参照すべき資料、留意点等が記載されたチェックリストを作成し、これを利用して認定を行うことが望まれる。	H28.11.25
73	介護保険課	212	意見	在宅サービス利用者負担対策事業について、要支援・要介護認定者数が増加しているにもかかわらず、実績が増加していない要因を分析して現状把握を行った上で、周知手法等を検討することが望まれる。	H28.11.25
74	指導監査課	214	意見	集団指導の実施に関し、欠席した指定事業所に対するフォローについては、少なくとも送付した資料やホームページの閲覧を行ったか否かを確かめるなど、集団指導に出席したと同様の情報伝達が行われたかについて検証することが望ましい。また、出席率が悪い指定事業所がでてきた場合には、何らかの指導を行うことについても検討されたい。	H28.11.25
75	指導監査課	215	意見	実地指導の担当職員の品質管理について、現場でのOJTのみではなく、実地指導時における事例等の情報共有を図り、より適切な実地指導を実施するために、担当職員全員が庁内における研修会・検討会を受講することが望まれる。	H28.11.25
76	指導監査課	217	意見	実地指導事務及び集団指導事務の充実を図るとともに、実地指導から漏れた指定事業所における法令違反、基準違反等を発見し指導していくために、市の各課における連携を密にし、提供された情報が活かせるような体制の整備及び充実を図っていく必要がある。現状、通報によりもたらされる情報は高齢者福祉課に多く集まるため、指導監査課指導監査第三係への情報伝達を迅速にし、指導監査課で内容を確認するとともに、監査の必要性があることが判明した場合には、速やかに監査が実施できる体制づくりを推進することが望まれる。	H28.11.25
77	指導監査課	219	意見	指導監査第三係及び指導監査第二係においては、介護保険課及び高齢者福祉課から独立した形での集約であることから、情報収集や情報共有及びその迅速性等において組織改編前と同様の関係が維持できるよう、各関連部署との連携を進め、事務を執行されたい。	H28.11.25
78	指導監査課	220	意見	事業所からの事故報告について、状況確認が行われるような稀有な事故については、改善提案をするとともに、集団指導等で報告して事例を共有することにより、事業者に対して注意喚起して、再発防止に努められたい。	H28.11.25
79	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	235	意見	公益財団法人として理事の責任が重くなっていること、また、外部理事の助言を得る貴重な機会であることを踏まえて、事務局の資料説明の時間を短縮するなど、理事会の会議運営方法について検討されたい。	H28.11.25

平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
80	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	236	指摘	委託契約の管理について、競争入札ではない場合での契約の決裁時には、業者を選定した理由や検討内容を明確にして、他の業者ではなくその業者を選定することの妥当性を明瞭にすることが必要である。	H28.11.25
81	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	237	意見	情報セキュリティに関して、パスワードの定期的な更新等、必要な規定を検討して設定し、実施されたい。	H28.11.25
82	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	238	意見	個人情報の取扱いに関する研修のように、研修を実施することにより有用な知見を得られるテーマに関しては、年度内の早期に実施することにより、予算の効果を対象年度内で発現できるように工夫することが望まれる。	H28.11.25
83	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	240	意見	普及啓発事業における、ごあんない・保存版の発行にあたっては、今後は、年度の適切な時期に発行されたい。	H28.11.25
84	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	240	意見	各事業の周知に関して、二次予防対象者把握事業で毎年2,000件訪問して把握した情報や、福祉サービス公社で実施している各事業で把握した各利用者の状況等、事業を行う中で把握した情報を名寄せして統一的な管理を行うことで、各市民のニーズに沿った効率的・効果的な周知が可能になると考える。福祉サービス公社は現在、公共施設以外での配架の検討や、各事業の問い合わせ者に何で事業を知ったかアンケートを取ることで、効果的・効率的な周知を行うための検討を進めているため、市とも協力しながら市民の状況把握を行い、各事業にターゲットを絞ったチラシの配布等の周知手法を今後確立されたい。	H28.11.25
85	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	241	意見	軽度生活援助員の派遣待ちをできるだけ解消するため、派遣待ちの地域における援助員の勧誘を強化されたい。派遣待ちの地域において、特に募集していることを強調したチラシを置いたり、援助員の知人の紹介を受けるなど、実施可能な募集方法がある。	H28.11.25
86	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	243	意見	緊急一時支援事業のサービス内容の一つが、病院・薬局への付き添いであることから、例えば、高齢者の利用が多い病院・薬局の協力を得て、通院等をしている高齢者へチラシやマグネットを配布してもらうことが考えられる。	H28.11.25
87	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	245	意見	傾聴ボランティア員のスキルを一定以上に保つためにも、現在は傾聴ボランティア員の希望による任意参加としている講座等について、福祉サービス公社としても出席を推奨し、また、傾聴ボランティア員の講座等への出席状況により、講座等にしばらく参加していない者に、直接、出席を促すなどの対応が望まれる。	H28.11.25
88	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	246 247	意見	福祉サービス公社では、執務場所が分割された現在の執務体制を一つのフロアーに集約することにより、組織体制の一元化と、職員間の業務の共有化によるスキルアップを目指した、執務位置の統合プロジェクトを立ち上げている。そのような取組の中で、実際の業務内容を再度見直すことにより業務の適正な水準を検討し、その水準で業務を遂行することが望まれる。	H28.11.25
89	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	249	意見	福祉サービス公社においては、現在の介護システムを使用することにより、特定事業所への集中比率が80%以下となるよう常に監視している。現状の監視を続け、集中比率が80%を超えないよう注意するとともに、仮に80%を超えた場合には、速やかに特定事業所集中減算算定表を提出するよう、心がけられたい。	H28.11.25